

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年6月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100497号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200020号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成18年8月9日は25万円、平成19年12月17日は30万円、平成23年12月16日は29万4,000円、平成24年8月10日及び同年12月17日は28万円、平成25年8月12日は28万5,000円、同年12月16日は27万2,000円、平成26年12月16日は25万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月9日、平成19年12月17日、平成23年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月9日、平成19年12月17日、平成23年12月16日、平成24年8月10日、同年12月17日、平成25年8月12日、同年12月16日及び平成26年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年10月1日から平成17年4月1日まで
② 平成16年12月
③ 平成17年8月
④ 平成17年12月
⑤ 平成18年8月
⑥ 平成18年12月
⑦ 平成19年12月
⑧ 平成20年8月
⑨ 平成20年12月
⑩ 平成21年8月

- ⑪ 平成 21 年 12 月
- ⑫ 平成 22 年 8 月
- ⑬ 平成 22 年 12 月
- ⑭ 平成 23 年 8 月
- ⑮ 平成 23 年 12 月 16 日
- ⑯ 平成 24 年 8 月 10 日
- ⑰ 平成 24 年 12 月 17 日
- ⑱ 平成 25 年 8 月 12 日
- ⑲ 平成 25 年 12 月 16 日
- ⑳ 平成 26 年 12 月

厚生年金の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、請求期間における賞与の記録がない。また、平成 16 年 10 月 1 日から同社に勤務していたが、被保険者資格取得日が平成 17 年 4 月 1 日となっている。当該期間に係る賞与及び資格取得日の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間⑤及び⑦並びに⑮から⑳までについて、B銀行から提出された請求者に係る月中取引一覧表（以下「取引一覧表」という。）、C銀行から提出された請求者に係る取引明細表（以下「取引明細表」という。）及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書から判断すると、請求者は平成 18 年 8 月 9 日、平成 19 年 12 月 17 日、平成 23 年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日に同社から賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間⑤及び⑦並びに⑮から⑳までに係る標準賞与額については、取引一覧表及び取引明細表並びに同僚から提出された各請求期間に係る賞与明細書により推認される厚生年金保険料控除額から、請求期間⑤は 25 万円、請求期間⑦は 30 万円、請求期間⑮は 29 万 4,000 円、請求期間⑯及び⑰は 28 万円、請求期間⑱は 28 万 5,000 円、請求期間⑲は 27 万 2,000 円、請求期間⑳は 25 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 8 月 9 日、平成 19 年 12 月 17 日、平成 23 年 12 月 16 日、平成 24 年 8 月 10 日、同年 12 月 17 日、平成 25 年 8 月 12 日、同年 12 月 16 日及び平成 26 年 12 月 16 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①について、請求者は、A社に入社した頃、B銀行D支店に給与の振込口座を開設したと陳述しているところ、取引一覧表により、平成16年11月4日に口座が開設されていること及び同月26日から毎月25日頃に同社からの入金があることが確認できることから、請求期間①のうち平成16年11月から平成17年3月までの期間については請求者が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、被保険者資格取得年月日は平成17年4月1日であり厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と一致しているほか、事業主に従業員の社会保険加入の取扱い及び請求者の請求期間①における給与からの厚生年金保険料控除について照会を行ったが回答を得ることはできない上、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保管しておらず、取引一覧表により確認できる入金額は一定ではないことから、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認又は推認することができない。

なお、請求者が名前を記憶している同僚及び請求者と同時期にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚に照会したところ、複数の同僚は請求者と同様に、オンライン記録により確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得年月日の数か月前に同社に入社した旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間②について、同僚から提出された賞与明細書及び給与明細書並びに請求者に係る取引一覧表及び取引明細表により、A社においては従業員に毎月25日頃に給与を支給し、毎年8月10日頃及び12月15日頃に賞与を支給していることが認められるところ、取引一覧表によると、平成16年12月においては、同月27日に給与と思われる入金（21万9,620円）があるほかに同社から賞与と思われる入金は確認できない。

- 4 請求期間③、④及び⑥について、取引一覧表によると、平成17年8月9日、同年12月15日及び平成18年12月15日にA社からの入金があることから、請求期間③、④及び⑥において同社から請求者に賞与が支給されていたことが認められる。

しかしながら、複数の同僚から提出された賞与明細書により、A社は複数の期間において、賞与から誤った保険料率に基づき計算された厚生年金保険料を控除していることが確認できるところ、請求期間③、④及び⑥については同僚から賞与明細書等の提出はなく、ほかに同

社が賞与から厚生年金保険料を控除する際に用いた保険料率を特定できる資料はないことから、取引一覧表で確認できる入金額から請求期間③、④及び⑥における賞与の支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

5 請求期間⑧から⑭までについて、取引一覧表において請求期間⑧から⑭までの期間にA社からの入金は確認できず、C銀行は請求期間⑧から⑭までの期間における取引明細表は保存期間経過により提供することができないと回答しており、請求者の当時の住所地であるE町及びF市は請求期間⑧から⑭までの期間に係る請求者の所得及び社会保険料控除額が確認できる資料は保存期間経過により提供することができないと回答している。

6 請求期間②、③、④及び⑥並びに⑧から⑭までについて、事業主は、請求期間当時の担当者は既に亡くなっており、賞与の支払及び厚生年金保険料控除について確認できる資料はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②、③、④及び⑥並びに⑧から⑭までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②、③、④及び⑥並びに⑧から⑭までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100616号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200019号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成8年6月3日から平成16年7月1日までの期間、平成16年12月1日から平成17年1月1日までの期間及び平成17年4月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成8年6月から平成16年6月まで、平成16年12月及び平成17年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年6月から平成16年6月まで、平成16年12月及び平成17年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成9年10月1日から平成11年7月1日までの期間、平成16年9月1日から同年12月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年10月から平成11年6月までの標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の訂正後の標準報酬月額(同表の第6欄)から同表の第7欄に掲げる標準報酬月額とし、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年1月から同年3月までの標準報酬月額については、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第7欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成9年10月から平成11年6月まで、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年1月から同年3月までの訂正後の標準報酬月額(平成9年10月から平成11年6月までについては、別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除くこととし、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年1月から同年3月までについては、同表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 6 月 3 日から平成 17 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうちの請求期間については、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と自分の給料支払明細書の給与支給額が相違している。一部期間の給料支払明細書を提出するので、調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 8 年 6 月 3 日から平成 9 年 10 月 1 日までの期間及び平成 12 年 8 月 1 日から平成 16 年 7 月 1 日までの期間について、請求者、事業主及び複数の同僚から提出された A 社の給料支払明細書により、別表の第 2 欄、第 3 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成 9 年 10 月 1 日から平成 12 年 8 月 1 日までの期間、平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 1 月 1 日までの期間及び平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、請求者から提出された A 社の給料支払明細書により、別表の第 2 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 8 年 6 月から平成 16 年 6 月までの期間、同年 12 月及び平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 8 年 6 月から平成 16 年 6 月までの期間、同年 12 月及び平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは、資料を廃棄しており不明である旨回答している一方、厚生年金保険料については、事業所に現存している請求者の請求期間の一部に係る

給料支払明細書を確認したところ、計算違いによる誤った額の厚生年金保険料を社会保険事務所に納付したものである旨回答及び陳述している上、請求者の給料支払明細書で確認できる報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成9年10月1日から平成11年7月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、別表の第4欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成16年9月1日から同年12月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年4月1日までの期間については、当該給料支払明細書により、別表の第2欄及び第4欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、同表の第2欄に掲げる当該期間の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成9年10月から平成11年6月までの標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額とし、平成16年9月から同年11月まで及び平成17年1月から同年3月までの標準報酬月額については、本来の報酬月額から、同表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、平成9年10月から平成11年6月までの期間、平成16年9月から同年11月までの期間及び平成17年1月から同年3月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額又は第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 平成16年7月及び同年8月の標準報酬月額について、請求者から提出された給料支払明細書により、当該明細書から確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）を超えていることが確認できるものの、当該明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）は、当該オンライン記録の標準報酬月額（30万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	報酬月額に見合 う標準報酬月額	本来の報酬月額 に見合う 標準報酬月額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (75条本文) 訂正後の標準 報酬月額
平成8年6月	15万円	16万円	-	16万円	16万円	-
平成8年7月から 同年9月まで	15万円	30万円	-	28万円	28万円	-
平成8年10月	15万円	30万円	-	26万円	26万円	-
平成8年11月	15万円	28万円	-	26万円	26万円	-
平成8年12月及び 平成9年1月	15万円	30万円	-	26万円	26万円	-
平成9年2月	15万円	28万円	-	26万円	26万円	-
平成9年3月から 同年9月まで	15万円	30万円	-	26万円	26万円	-
平成9年10月	15万円	-	30万円	26万円	26万円	30万円
平成9年11月から 平成10年9月まで	15万円	-	30万円	28万円	28万円	30万円
平成10年10月から 平成11年6月まで	16万円	-	30万円	28万円	28万円	30万円
平成11年7月から 同年9月まで	16万円	-	30万円	30万円	30万円	-
平成11年10月から 平成12年7月まで	18万円	-	30万円	30万円	30万円	-
平成12年8月から 平成13年9月まで	18万円	30万円	-	30万円	30万円	-
平成13年10月から 平成14年9月まで	19万円	30万円	-	30万円	30万円	-
平成14年10月から 平成15年8月まで	20万円	30万円	-	30万円	30万円	-
平成15年9月から 平成16年3月まで	22万円	30万円	-	30万円	30万円	-
平成16年4月から 同年6月まで	22万円	32万円	-	30万円	30万円	-
平成16年9月から 同年11月まで	30万円	-	32万円	30万円	-	32万円
平成16年12月	30万円	-	32万円	36万円	32万円	-
平成17年1月から 同年3月まで	30万円	-	32万円	30万円	-	32万円
平成17年4月から 同年8月まで	30万円	-	32万円	32万円	32万円	-